

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 名 称     | 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会   |
| 所 在 地   | 静岡市葵区駿府町1-70       |
| 評価実施期間  | 21年8月19日～21年12月11日 |
| 評価調査者番号 | ① H17-a009         |
|         | ② H17-b015         |
|         | ③                  |

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

|                                      |                                                                               |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所名称：<br>(施設名) 蒲保育園                 | 種別： 保育所                                                                       |
| 代表者氏名：<br>(管理者) 横井 富子                | 開設年月日<br>昭和55年4月1日                                                            |
| 設置主体： 社会福祉法人 光禅会<br>経営主体： 社会福祉法人 光禅会 | 定員 90人<br>(利用人数) 102人                                                         |
| 所在地：〒435-0014<br>浜松市東区大蒲町95-2        |                                                                               |
| 連絡先電話番号：<br>053-463-1540             | FAX番号<br>053-463-1149                                                         |
| ホームページアドレス                           | <a href="http://www.kabahoikuen.ednet.jp">http://www.kabahoikuen.ednet.jp</a> |

#### (2) 基本情報

| サービス内容 (事業内容)                                                                                                                       | 施設の主な行事                                                                                             |           |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般保育</li> <li>・延長保育</li> <li>・一時保育</li> <li>・乳児保育</li> <li>・障害児保育</li> <li>・育児相談</li> </ul> | 入園式、親子遠足、ふれあい参観、ゆかたまつり、夏祭り、お泊り保育、運動会、秋の遠足、生活発表会、もちつき、クリスマス会、ドッジボール交流、持久走大会、豆まき、ひなまつり、卒園式 等          |           |     |
| 居 室 概 要                                                                                                                             | 居室以外の施設設備の概要                                                                                        |           |     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室 (6室)</li> </ul>                                                                         | 調理室、リネン室、調乳室、事務室、休憩室、<br>園庭(730㎡)、総合遊具、鉄棒、のぼり棒、かたつむり、シャトル 等<br>全室冷暖房完備、0.1歳児床暖房、オートロック・監視カメラ(玄関・門扉) |           |     |
| 職員の配置                                                                                                                               |                                                                                                     |           |     |
| 職 種                                                                                                                                 | 人 数                                                                                                 | 職 種       | 人 数 |
| 園 長                                                                                                                                 | 1名                                                                                                  | 栄養士       | 1名  |
| 主任保育士                                                                                                                               | 1名                                                                                                  | 調理員       | 1名  |
| 保育士                                                                                                                                 | 9名                                                                                                  | 保育士(非常勤)  | 5名  |
| 事務員                                                                                                                                 | 1名                                                                                                  | 調理員等(非常勤) | 2名  |

## 2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◆ 特に評価の高い点

- ・風と光が心地良く恵まれた環境にあります。
- ・理念や基本方針を明示し、職員や保護者等によく理解されています。また、中・長期計画を策定し、中長期計画をもとに事業計画を適切に策定しています。
- ・管理者は保育サービスの質の向上に意欲を持ち、リーダーシップを発揮し、会議等で職員の意見を取り込みながら、業務に活かしています。
- ・職員は明るく元気はつらつとしており、指導計画に基づき、子ども一人ひとりに応じてよく対応しています。
- ・安全管理について、各種マニュアルの中に分かりやすいフロー図を作成し、適切に対応しています。設備についても、きめ細やかな配慮をしています。
- ・「地域に開かれた育児文化の拠点」を理念に、子どもと地域との関わりを大切にしています。
- ・外部講師による保育研修を職員全員で受け、とくに保育環境に工夫が見られます。
- ・第三者評価に向け、各マニュアル及びフローシート化がきめ細かく決められています。

### 特に改善を求められる点

- ・民生委員・児童委員や自治会等の関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保することが求められます。
- ・地域に対する子育て支援、一時保育、障害児保育等への取り組みがやや少ない。設備等課題もあると思われるが、出来る事から実績を積み上げるべく努力されることを望みます。
- ・保護者の中にはそれぞれの事情が見受けられるため、より柔軟な対応が求められます。職員間の話し合いを深め、対応を検討されることを望みます。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

三年前より外部講師による保育環境等についての研修を重ね、今回、その成果の評価も兼ねての第三者評価受審でした。

受審を予定してからは今一度マニュアル等の見直しや自己評価を行い、職員の共通理解を目指して園内研修を重ねました。

評価結果は、これからの当園の指標として真摯に受け止め、改善、研修に努めたいと思います。また、保護者の方々の多大なるご協力（アンケート）は、園に対する思いと温かいご理解の賜物であり、心より感謝するとともに今後もより良い関係（信頼）を築けるよう、お互いに寄り添い、連携していきたいと思ひます。

そして、保育園は、育児支援の名のもとに親支援、地域支援の重要な任務を担っていることを再確認し、日本の将来を担う子どもたちのために、職員の資質向上と人間性の向上を図りたいと思ひます。

#### 4 評価分類別評価内容

|                                    |                                                                                                                                                     |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>      | <p>*理念や基本方針を明示し、職員や保護者によく理解されている。</p>                                                                                                               |
| <p>2 計画の策定</p>                     | <p>*中・長期計画を策定し、中長期計画をもとに事業計画を適切に策定している。</p> <p>*職員から意見は聴取しているが、会議などの合議形式はとっていない。</p>                                                                |
| <p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>            | <p>*管理者は保育サービスの質の向上に意欲を持ち、リーダーシップを発揮し、会議等で職員の意見を取り込みながら、業務に活かしている。</p> <p>*職員会議等において、自らの役割と責任について表明しているが、文書化は不十分である。</p>                            |
| <p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>      | <p>*定期的にコスト分析や在園児の推移等の分析を行っている。</p> <p>*経営面での外部監査は行われていない。</p>                                                                                      |
| <p>2 人材の確保・養成</p>                  | <p>*職員一人ひとりについて、基本姿勢に沿った研修計画を策定している。</p> <p>*研修を終了した職員は、報告レポートを作成し、発表の機会を設けているが、研修成果の評価は不十分である。</p>                                                 |
| <p>3 安全管理</p>                      | <p>*利用者の安全を確保するための、各種マニュアルの中に分かりやすいフロー図を作成し、職員会議等を通じて、その対応が全職員に周知徹底されている。</p> <p>*発生した事故並びに事故につながりそうな事例は全て書類として記録して職員間で共有し、未然防止策を検討している。</p>        |
| <p>4 地域との交流と連携</p>                 | <p>*「地域に開かれた育児文化の拠点」を理念に、子どもと地域との関わりを大切にしている。</p> <p>*民生委員・児童委員や自治会等の関係機関・団体と定期的な連携の機会を確保していない。</p>                                                 |
| <p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p> | <p>*第三者評価受審にあたり外部講師を招き保育研修を継続する中で、各マニュアルやフローシートが作成され、手順が明確化されている。</p> <p>*指導計画、個別支援計画等一人ひとりの子どもに良く配慮されている。また、保育環境への取り組みもきめ細かく保護者への対応も充分配慮されている。</p> |

|               |                                                                                                                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 サービスの質の確保   | <p>*平成21年4月よりサービス提供マニュアルにより、保育の実施方法が定められているが、短期間のため見直しには到っていない。</p> <p>*子どもの生活環境は良く工夫され、健康面も充分配慮されている。また、異年齢交流もその育ちに良い効果を現している。</p> <p>*障害児保育、一時保育等により実績を高める努力をされたい。</p> |
| 3 サービスの開始、継続  | <p>*サービスの開始にあたり、マニュアルに基づき入園時に説明し、保護者より同意書を提出、変更や移行時も適正に処理されている。</p> <p>*ホームページの積極的活用も努められたい。</p>                                                                         |
| 4 サービス実施計画の策定 | <p>*サービス実施計画に関しては保護者の意向をアンケートで調査する等の配慮がされている。</p> <p>*各マニュアル及びフローシートがきめ細かく作成されているので、今後実態に合わせて活用し、より有効に運用されるよう努められたい。</p>                                                 |

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

|                          |                      | 第三者評価結果 |
|--------------------------|----------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。 |                      |         |
| ①                        | 理念が明文化されている。         | A       |
| ②                        | 理念に基づく基本方針が明文化されている。 | A       |
| I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。 |                      |         |
| ①                        | 理念や基本方針が職員に周知されている。  | A       |
| ②                        | 理念や基本方針が利用者等に周知している。 | A       |

#### I-2 計画の策定

|                                 |                          | 第三者評価結果 |
|---------------------------------|--------------------------|---------|
| I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 |                          |         |
| ①                               | 中・長期計画が策定されている。          | A       |
| ②                               | 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。 | A       |
| I-2-(2) 計画が適切に策定されている。          |                          |         |
| ①                               | 計画の策定が組織的に行われている。        | B       |
| ②                               | 計画が職員や利用者等に周知されている。      | A       |

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

|                              |                                  | 第三者評価結果 |
|------------------------------|----------------------------------|---------|
| I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。     |                                  |         |
| ①                            | 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。        | B       |
| ②                            | 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。   | A       |
| I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 |                                  |         |
| ①                            | 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。     | A       |
| ②                            | 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。 | A       |

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

|                             |                                  | 第三者評価結果 |
|-----------------------------|----------------------------------|---------|
| Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 |                                  |         |
| ①                           | 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。          | A       |
| ②                           | 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。 | A       |
| ③                           | 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。     | C       |

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

|                                |                                                    | 第三者評価結果 |
|--------------------------------|----------------------------------------------------|---------|
| Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。       |                                                    |         |
| ①                              | 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。                        | A       |
| ②                              | 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。                           | A       |
| ③                              | 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。                            | A       |
| Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。     |                                                    |         |
| ①                              | 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。               | A       |
| ②                              | 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。                           | A       |
| Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 |                                                    |         |
| ①                              | 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。                          | A       |
| ②                              | 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。 | A       |
| ③                              | 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。                       | B       |
| Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。    |                                                    |         |
| ①                              | 実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。                 | A       |
| ②                              | 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。                          | A       |

## Ⅱ-3 安全管理

|                                    |                                                    | 第三者評価結果 |
|------------------------------------|----------------------------------------------------|---------|
| Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。 |                                                    |         |
| ①                                  | 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。      | A       |
| ②                                  | 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。               | A       |
| ③                                  | 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。              | A       |
| ④                                  | 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。 | A       |
| ⑤                                  | 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。          | A       |
| ⑥                                  | 発生した事故を把握している。                                     | A       |
| ⑦                                  | 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。        | A       |
| ⑧                                  | 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。                      | A       |
| ⑨                                  | 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。               | A       |

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

|                                |                                                              | 第三者評価結果 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------|
| Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。     |                                                              |         |
| ①                              | 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。             | B       |
| ②                              | 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。                                | A       |
| ③                              | 施設が有する機能を地域に還元している。                                          | A       |
| ④                              | ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。                          | A       |
| Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。      |                                                              |         |
| ①                              | 必要な社会資源を明確にしている。                                             | A       |
| ②                              | 関係機関等との連携が適切に行われている。                                         | C       |
| ③                              | 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。         | A       |
| ④                              | 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。 | A       |
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。 |                                                              |         |
| ①                              | 地域の福祉ニーズを把握している。                                             | A       |
| ②                              | 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。                                    | A       |

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

|                             |                                                | 第三者評価結果 |
|-----------------------------|------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 |                                                |         |
| ①                           | 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。     | A       |
| ②                           | 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。                   | A       |
| ③                           | 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。     | A       |
| ④                           | 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。 | A       |
| ⑤                           | 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。         | A       |
| Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。     |                                                |         |
| ①                           | 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。                       | A       |
| ②                           | 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。                        | A       |
| ③                           | 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。    | A       |
| ④                           | 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。 | A       |
| ⑤                           | 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。          | A       |
| ⑥                           | 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。                  | A       |

|                                  |                                                            |   |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------|---|
|                                  | ⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。                               | A |
| Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 |                                                            |   |
|                                  | ① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。                       | A |
|                                  | ② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。                               | A |
|                                  | ③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。                                  | A |
|                                  | ④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。                                | A |
|                                  | ⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。                            | A |
|                                  | ⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。                     | A |
|                                  | ⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。                        | A |
|                                  | ⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。 | A |

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

|                                        |                                                                    | 第三者評価結果 |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。       |                                                                    |         |
|                                        | ① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。                                   | B       |
|                                        | ② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。                                  | A       |
|                                        | ③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。                                         | B       |
| Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。       |                                                                    |         |
|                                        | ① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。 | A       |
|                                        | ② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。                 | A       |
| Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている                |                                                                    |         |
|                                        | ① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。                            | A       |
|                                        | ② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。                                  | A       |
| Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。 |                                                                    |         |
|                                        | ① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。             | A       |
|                                        | ② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。                            | A       |
|                                        | ③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。                            | A       |
|                                        | ④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。                        | A       |
|                                        | ⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。                                    | A       |
|                                        | ⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。                                    | A       |

|                                        |                                                                        |   |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---|
|                                        | ⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。                      | A |
|                                        | ⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。                                          | A |
| Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。 |                                                                        |   |
|                                        | ① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。                                             | A |
| Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。    |                                                                        |   |
|                                        | ① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。 | A |
| Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。           |                                                                        |   |
|                                        | ① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                                    | A |
|                                        | ② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                               | A |
|                                        | ③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。                                   | B |
|                                        | ④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。                      | B |
| Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。           |                                                                        |   |
|                                        | ① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。                                       | A |
|                                        | ② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。                                               | A |
|                                        | ③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。                                           | A |

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

|                                 |                                            | 第三者評価結果 |
|---------------------------------|--------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。    |                                            |         |
|                                 | ① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。            | A       |
|                                 | ② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。             | A       |
| Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。 |                                            |         |
|                                 | ① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。 | A       |

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

|                                  |                                                  | 第三者評価結果 |
|----------------------------------|--------------------------------------------------|---------|
| Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。       |                                                  |         |
|                                  | ① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。                   | A       |
|                                  | ② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。                     | A       |
| Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。 |                                                  |         |
|                                  | ① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 | A       |
|                                  | ② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。                 | A       |

|   |                                                            |   |
|---|------------------------------------------------------------|---|
| ③ | 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。 | A |
| ④ | 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。           | A |
| ⑤ | 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。                           | A |
| ⑥ | 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。                                 | A |
| ⑦ | 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。                       | A |
| ⑧ | 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。                         | B |
| ⑨ | 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。                    | A |
| ⑩ | 保育計画・指導計画を適切に策定している。                                       | A |
| ⑪ | 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。                                   | A |